

議 長 日程第9「議案第10号松田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第10号松田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。消防団員等公務災害補償等責任共済等に係る法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは説明いたします。議案の3枚目、参考資料1、新旧対照表を御覧ください。この別表にあります退職報償金支給額表。ここのうちアンダーバーで示しているとおりの、現行の30年以上までしかなかったんですけども、新しく30年以上35年…訂正します。こちらのほうの、35年以上を設けまして、新たに制定するものです。新たな35年以上の退職報償金は、団長のほうが107万9,000円、副団長のほうが100万9,000円、分団長のほうが94万9,000円、副分団長のほうが90万9,000円、部長及び班長が83万4,000円、団員が78万9,000円へそれぞれ増額するものです。

ページを戻っていただきまして、附則をお願いいたします。施行期日は令和7年4月1日から。経過措置はここに書いてありますとおりでありますが、この条例による改正後の別表の規定は令和7年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については従前の例によるというものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 ちょっと1点確認なんですけれどもね、この消防団員等公務災害補償等の責任共済の法律施行令、これはですね、いつ改正をされたのか。以前はですね、6月ぐらいにですね、退職報償金の一部改正というのはやっていますね、その辺であったのではないかなと。だから、そうするとですね、消防団員の退職

というのは、たしか6月ぐらいということで、4月という年度単位ではなかったと。そこで消防団員を退職される方については、退職金等もですね、メリットといたしますか、あったということをお記憶していますので。今回のこの法律施行令がね、いつ改正されたんでね、それをもう4月1日適用でやられたのか。それとも、もうすぐに、例えば令和7年度になってですね、改正される予定があるのか、その辺をちょっと確認をさせていただきます。

安全防災担当室長 基本的にはもう今4月1日というところを基準にしておりますので、こちらの、国のほうの上位規則も4月1日に変更になって…なっております。以上です。

9 番 井 上 すみません。変わったというのは、令和6年の4月1日で変わったものをここで改正をするということですか。やはり法律施行令のほうが先行すると思うんですよね。同日、令和7年の4月1日に変わるということで改正されていないと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

安全防災担当室長 給料法改正に伴う非常勤消防団に係る損害補償の基準を定める政令というのがありまして、こちらのほうが4月1日、1日で変えるという基準を示してまして、全国の消防につきましてもこれを準例して、4月1日以降というところで基準が出されましたので、それに準じて改正しているものであります。

9 番 井 上 分かりました。理解しました。終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第10号松田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。